

## 感染症について

もし、お子さんが感染症にかかった時は、完治してから登園しましょう。

「学校感染症」に関して、学校保健安全法に定められた出席停止期間は下記のとおりです。

なお、登園する時には医師による「学校感染症等に係る登園に関する意見書」が必要です。

※「登園に関する意見書」は、ホームページ及び事務所にあります。

	病 名	出席停止期間
第2種感染症	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日（幼児は3日）を過ぎるまで
	百日咳	特有の咳が消えるまで
	はしか（麻疹）	解熱後3日を過ぎるまで
	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	腫れが出て5日を過ぎ、かつ全身状態が良好になるまで
	三日ばしか（風疹）	発しんがきえるまで
	水ぼうそう（水痘）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	プール熱（咽頭結膜熱）	主な症状がなくなった後2日を過ぎるまで
	結核	伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれがないと認めるまで

	病 名	出席停止期間
第3種感染症	コレラ	伝染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	
	急性細気管支炎（RSウイルス）	
	感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルスなど）	
マイコプラズマ感染症		